

日野本町地区公共施設再編事業に係る
アドバイザー業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

日野市

企画部公共施設総合管理担当

1 公募の趣旨

日野市（以下「市」という。）では、「日野市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定、令和 5 年 3 月改訂）」で定められた個別再編計画の策定と着実な実行を図るため、「日野市公共施設再編モデル基礎検討資料（令和 5 年 3 月作成）」において再編検討の優先順位が高い評価となった日野本町地区の取り組みを市の公共施設再編のパイロットプロジェクトと位置付け、令和 5 年度に「日野本町周辺地区公共施設複合化・多機能化検討業務」を実施した上で、令和 6 年度から 2 か年をかけて、多様な市民意見等をきめ細かく聴き取りながら、「日野本町地区公共施設再編基本構想（令和 7 年 3 月策定）」（以下「基本構想」という。）及び「日野本町地区公共施設再編基本計画（令和 8 年 3 月策定）」（以下「基本計画」という。）を定め、日野本町地区における公共施設再編事業（以下「本事業」という。）における再編計画の考え方、複合施設の施設計画、管理運営計画、事業手法、概算事業費、今後の予定等、本事業の実施に向けた基本的事項を示したところである。

本公募は、本事業を適正かつ効果的に推進するため、基本構想及び基本計画を踏まえた、民間事業者公募のための各種資料の作成、公表から事業契約までの一連の支援を実施するアドバイザー業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、広く提案を募集し、本業務について豊富な経験や高度かつ専門的な能力を有する最適な受託者を選定することを目的とする。

上記目的を達成するため、本実施要領に基づき、価格以外の提案部分を総合的に評価できるプロポーザル方式にて事業者選定を実施する。

2 公募の概要

(1) 件名

日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザー業務委託

(2) 公募形式

公募型プロポーザル

(3) 業務内容

「日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザー業務委託仕様書（案）」を参照

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 17 日まで

(5) 提案上限額

金 49,269,000 円（消費税等相当額を含む。）

【内訳】 令和 8 年度 31,449,000 円

令和 9 年度 17,820,000 円

※提案に際しては、年度ごとの上限額の範囲内で提案額を提示すること。

3 参加資格

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、企画提案書等の提出時点において、次の要件をすべて満たす事業者（個人での参加は不可）とする。なお、複数の事業者が共同で参加する場合は、共同事業体を構成するすべての事業者において要件を満たす必要がある（ただし、(ク)及び(ケ)は共同事業者のうち1者以上が満たすこと）。

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③東京都内において指名停止期間中でないこと。
- ④会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- ⑤民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- ⑥日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦国税、地方税を滞納していないこと。
- ⑧過去10年間に於いて、国又は地方公共団体が発注した同種業務を直接受託し、完了した実績を有すること。（同種業務とは、公共施設（市民利用施設に限る。）の整備に係るPFI方式（Park-PFIは除く。）又はDBO方式による事業のアドバイザー業務をいう。）
- ⑨6か月以上の雇用関係があり、過去10年間に於いて、国又は地方公共団体が発注した同種業務（完了した業務に限る。）に直接携わった実績を有する者を、配置予定管理技術者として選任すること。

(2) 共同事業体による参加

共同事業体による参加をする場合は、次のとおりとする。

- ①共同事業体とは、複数の異なる事業者が共同で事業を行うものとし、協力事業者としての関係にあたる場合は除くものとする。
- ②共同事業体は、配置予定管理技術者が在籍する事業者を代表事業者として定めるものとし、代表事業者が手続きを行うものとする。
- ③単独で本プロポーザルに参加しようとする者は、他の共同事業体の代表事業者又は構成事業者になることはできないものとする。
- ④1事業者が複数の共同事業体の代表事業者及び構成事業者となることはできないものとする。
- ⑤共同事業体により参加申込みをした後においては、当該共同事業体の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めないものとする。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	項目	期日
1	実施要領等の公表	令和8年3月5日(木)
2	質問書の提出(任意)	令和8年3月6日(金)から 令和8年3月19日(木)午後5時まで
3	質問書に対する回答	令和8年3月27日(金)まで
4	企画提案書等の提出	令和8年4月1日(水)から 令和8年4月17日(金)午後5時まで
5	第一次審査(書類審査)	令和8年4月21日(火)
6	第一次審査結果通知	令和8年4月24日(金)まで
7	第二次審査(プレゼンテーション等)	令和8年5月12日(火) 又は 令和8年5月14日(木)
8	第二次審査結果通知	令和8年5月20日(水)まで
9	最優秀提案者等との協議	令和8年5月下旬
10	契約締結	令和8年6月上旬

※実施要領等は、令和8年3月5日(木)に市ホームページで公表する。

5 応募書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書	1部	(第1号様式) ・代表者印を押印すること。
イ 共同事業体構成届出書	1部	(第2号様式) ・共同事業体の場合のみ提出すること。 ・代表者印を押印すること。
ウ 事業者概要説明書	1部	(第3号様式) ・パンフレット等の添付を可とする。
エ 業務実績届出書	1部	(第4号様式) ・3(1)⑧に規定する業務実績を最大5件まで記載し、案件ごとの実績がわか

		る資料を添付すること。
オ 配置予定管理技術者の業務実績	1部	(第5号様式) ・3(1)⑨に規定する業務実績を最大5件まで記載し、案件ごとの実績がわかる資料を添付すること。
カ 配置予定管理技術者の雇用	1部	(任意様式) ・3(1)⑨に規定する雇用関係がわかる資料を提出すること。
キ 業務の実施体制	1部	(第6号様式) ・配置予定の全員分を記載すること。
ク 企画提案書	正本1部 副本10部	(第7号様式) ・代表者印を押印すること。 ・2か年の業務工程(任意様式)を添付すること。
ケ 価格提案書	1部	(第8号様式) ・代表者印を押印すること。 ・各年度の内訳を記載すること。
コ 納税証明書	各1部	・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に係る直近の証明書とすること(写し可)。

※共同事業体の場合は、ウ、コの書類については、すべての構成員分を提出すること。

※書類は、アからコの順で製本し、インデックスを付け、A4ファイルに綴ったうえで、提出すること。なお、ファイルの表紙には「日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザリー業務委託」及び事業者名を、背表紙には「応募書類」及び事業者名を表示すること。なお、ク(副本10部)については、A4ファイルに綴ったうえで、ファイルの表紙には「日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザリー業務委託」及び事業者名を、背表紙には「応募書類」及び事業者名を表示すること

※様式は、A4判縦を標準とし、A3判を使用する場合はZ折りとすること。

(2) 提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月17日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

12に記載する事務局まで持参又は郵送とする。

※持参の場合は、必ず事前に電話し、提出日時を調整すること。

受付時間：閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

※郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、提出期間内必着とする。

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（第9号様式）を電子メールで12に記載する事務局の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認を行うこと。なお、電話等口頭での質問は受け付けない。

送付件名：【質問書】日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザー業務委託

(2) 提出期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月19日（木）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、令和8年3月27日（金）までに市ホームページで質問内容とあわせて公表する。その際、質問者の情報は一切公表しない。また、個別での回答も行わない。

7 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

市が設置する「日野本町地区公共施設再編事業に係るアドバイザー業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、8に規定する審査項目に基づき審査する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 第一次審査（書類審査）

- ①応募事業者のうちから、書類審査により第二次審査の対象者を選定する。
- ②選定数は、得点の高い順に上位3者以内とする。
- ③第一次審査の結果は、令和8年4月24日（金）までにすべての応募事業者に対して電子メールにて通知する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑）

- ①第二次審査の対象者は、提出済みの企画提案書に基づく説明を行い、審査委員会委員が質疑を実施する。
- ②第二次審査の実施日は、令和8年5月12日（火）又は令和8年5月14日（木）を予定しているが、日時や会場については別途通知する。なお、会場は日野市役所本庁舎内とする。
- ③出席者は4人以内とし、配置予定管理技術者は必ず出席すること。
- ④説明は20分以内とし、質疑は20分以内とする。なお、準備等は5分以内とし、説明の時間に含まない。
- ⑤プロジェクター及びスクリーンは市が準備するので、その他、必要な備品（パソコン等の機器）は応募事業者で用意すること。

(4) 最優秀提案者等の選定

審査委員会は、第二次審査の対象者すべてを講評し、最も得点の高い者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者として選定する。この場合、最優秀提案者及び優秀提案者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。

(5) 審査結果の通知及び公表

第二次審査の結果は、令和8年5月20日(水)までに対象者に対して電子メールにて通知する。あわせて、最優秀提案者及び優秀提案者の事業者名のみを市のホームページで公表する。

8 審査項目

評価項目、評価の視点及び配点は、以下のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
業務実績	事業者の業務実績	応募事業者は、過去10年間に於いて、国又は地方公共団体が発注した同種業務を直接受託し、完了した実績が十分にあるか。	10
	配置予定管理技術者の業務実績	配置予定管理技術者は、過去10年間に於いて、国又は地方公共団体が発注した同種業務（完了した業務に限る。）に直接携わった実績が十分にあるか。	10
業務実施体制		本業務の遂行に必要な適切な人員配置及び役割分担が十分であるか。	5
提案内容	業務実施方針	「日野市公共施設等総合管理計画」、「日野本町地区公共施設再編基本構想」、「日野本町地区公共施設再編基本計画」及び本仕様書（案）を十分に理解した実施方針であるか。また、市とアドバイザー事業者の役割分担が明確に示されているか。	10
	業務フロー	2か年の履行期間を踏まえた適切な工程であるか。また、工程上のポイントや留意点が具体的に示されているか。	10
	事業スキーム	本事業に適した事業スキームの検討手法が具体的に示されているか。	10
	事業の実現性	本事業を着実に推進するため、近年の公共事業を取り巻く動向も理解したうえで、応募事業者の強みが最大限に還元された具体的かつ実現可能な提案であるか。	10
	市民及び施設利用者との連携	これまでの多様な市民意見等が反映された提案であるか。また、市民及び施設利用者との連携を図る方	10

		策が具体的に示されているか。	
	民間事業者との連携	民間事業者の創意工夫やノウハウを効果的に引き出す方策が具体的に示されているか。	10
	提案価格	5点×最低の見積価格／当該事業者の見積価格 ※見積価格は2か年の総額とする。 ※小数点第3位以下切り捨てとする。	5
全体	企画提案書	企画提案書は、提案内容がわかりやすく整理されているか。	5
	プレゼンテーション	プレゼンテーションは、提案内容がわかりやすく説明されているか。また、質疑に対する的確な対応がされているか。	5
合 計			100

※同種業務とは、公共施設（市民利用施設に限る。）の整備に係るPFI方式（Park-PFIは除く。）又はDBO方式による事業のアドバイザー業務をいう。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 3に規定する参加資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類が所定の期限までに提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 提案額が、提案上限額を超えた場合。
- (6) その他、審査委員会が不適格と認めた場合。

10 契約方法

市は、最優秀提案者に選定された者と委託契約締結に向けた協議を行い、仕様及び価格を確定させる。ただし、最優秀提案者との協議が不調となった場合、市は優秀提案者と協議を行う。なお、最優秀提案者との協議に要する費用は、最優秀提案者の負担とする。また、優秀提案者と協議を行う場合の協議に要する費用は優秀提案者の負担とする。協議の結果、契約締結に至らなかった場合でも、市はその損害賠償の責を負わないものとする。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、応募事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は、提出後における内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの結果の公

表等のために必要な場合には、当該事業者の了解を得たうえで、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

- (5) 提出書類について、日野市情報公開条例の規定による請求があった場合、同条例に基づき、公開及び非公開の判断を行う。
- (6) 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (7) 企画提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第10号）を提出すること。
- (8) 本実施要領に定めのない事項については、審査委員会の決定によるものとする。

1 2 事務局

東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市 企画部 公共施設総合管理担当
担当：宮田
電話：042-585-1111（内線4403）
電子メール：kikaku@city.hino.lg.jp